

「阿南市高齢者いきいきタクシー券」を交付します

鉄道やバスの公共交通との連携を前提とした制度として、対象となる高齢者の方に、タクシーを利用した際に使用できる「高齢者いきいきタクシー券」を交付します。お買い物や通院の際にぜひご利用ください。

●助成内容

- ・1枚当たり500円のタクシー券に対し、半額(250円)を助成します。

例) 1,500円分(3枚)タクシー券がほしい場合⇒ 1,500円－750円(助成額)=750円(自己負担額)

「高齢者いきいきタクシー券」交付時に自己負担額をお支払いください。

- ・タクシー券は複数回に分けて申請をすることが可能です。

例) 年間交付上限額が24,000円の場合

⇒1回目申請 2,000円分(自己負担額1,000円)→残り交付可能額 22,000円

⇒2回目申請 1,500円分(自己負担額750円)→残り交付可能額 20,500円



●対象者

申請日時点において引き続き3カ月以上阿南市に住所を有する満70歳以上の方のうち、

交通手段を持たない方*で、下記の(1)(2)のいずれかに該当する方

(1) 前年度の市町村民税所得割額が50,000円以下の方 (2) その他市長が認める方(※別途理由書等が必要)

***交通手段を持たないとは…**世帯員が運転免許証を所持していない、自家用車を有していない等、日常生活において自家用車で外出できない状態

交付場所	お住まいの地域	年間交付上限額	自己負担額
阿南市役所 地域共生推進課	富岡地区、宝田地区、中野島地区、見能林地区、伊島地区	24,000円	12,000円
長生住民センター	長生地区	24,000円	12,000円
桑野住民センター	桑野地区	24,000円	12,000円
橘住民センター	橘地区	24,000円	12,000円
那賀川支所	那賀川地区	24,000円	12,000円
羽ノ浦支所	羽ノ浦地区	24,000円	12,000円
大野住民センター	大野地区	48,000円	24,000円
新野住民センター	新野地区	48,000円	24,000円
福井住民センター	福井地区	48,000円	24,000円
加茂谷住民センター	加茂谷地区	72,000円	36,000円
椿住民センター	椿地区(椿町)	72,000円	36,000円
椿泊連絡所	椿泊地区(椿泊町)	96,000円	48,000円



※年度途中に70歳に到達する方または転入後3カ月経過した方については年間交付上限額が異なります。

※年間交付上限金額は、市内各地から「阿南市地域公共交通計画」で示す広域交通結節点であるJR阿南駅、交通結節点であるJR羽ノ浦駅、JR桑野駅、阿南医療センター、徳島バス(株)橘営業所までの距離に応じて設定しています。

●申請方法

交付場所(地域共生推進課・各支所・各地区住民センター)の窓口にて手続きしてください。

※上の交付場所を確認してください。

☆**代理人が申請する場合** 1回目:本人の印鑑をお持ちください。2回目以降:本人の登録証をお持ちください。

●利用できるタクシー会社

阿南市内に本店、支店、営業所または事業所を有するタクシー事業者のうち、下表の市が指定する事業者

- ・橘タクシー(有)
- ・加茂谷タクシー(有)本社営業所
- ・毎日タクシー(有)
- ・(株)日峯タクシー羽ノ浦営業所
- ・阿南タクシー(有)
- (令和7年4月1日現在)

●申請からタクシー券交付までの流れ

①窓口にて阿南市高齢者タクシー利用料助成登録の申請をしてください。

②審査の上、助成を決定した方に「登録証」を交付します。

※「登録証」は2回目以降の申請の際に必ず必要となります。

③「登録証」を持参していただき、窓口で上限額以内において必要とする分のタクシー券の申請をしてください。

※タクシー券は1枚から申請が可能です。

●タクシー券の使用方法について

①乗車する際、運転手に「登録証」を提示してください。

②利用料金を支払う際にタクシー券をお使いください。(1乗車につき複数枚使用できます。)

●**注意事項** ※おつりは出ません。※一度交付されたタクシー券の払い戻しはできません。

登録証とタクシー券の申請および交付期間
登録証とタクシー券の使用可能期間

令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金)
令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

令和6年度阿南市物価高騰対策支援給付金のお知らせ

令和6年度住民税均等割非課税世帯を対象に1世帯あたり3万円を支給します。
また、非課税世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯は対象児童一人あたり2万円を支給します。

支給要件

1. 住民税均等割非課税世帯:基準日(令和6年12月13日)時点で阿南市に住民登録がある世帯のうち、令和6年度住民税均等割非課税の人のみで構成されている世帯
2. 子ども加算金対象世帯:1の世帯のうち基準日時点で18歳以下の児童がいる世帯
3. 新生児加算金対象世帯:1の世帯のうち基準日よりあとに新生児が生まれた世帯

支給方法

- ▶プッシュ型給付(上記1、2の世帯で過去の給付金事業で阿南市が口座情報を把握している世帯)
3月3日に支給案内書を送付しています。口座の変更や内容の不備がなければ3月28日から順次振り込んでいます。
- ▶申請型給付(世帯主名義の口座情報を阿南市が把握していない世帯、令和6年1月2日以降阿南市に転入された住民税均等割非課税世帯、新生児加算金対象世帯等)
3月3日から順次申請書を送付しています。申請書提出後は不備がなければ1カ月程度で振込予定で、3月28日から順次振り込んでいます。
まだ書類が届いていない世帯で、対象と思われる世帯の方は問い合わせ先にご連絡ください。

申請期限 6月30日(月)まで
申請場所 生活福祉課窓口
提出書類 市から申請書を郵送します。

添付書類

本人の証明ができるもの(運転免許証等の写し)、振込口座の写し(金融機関名、支店名、口座番号、名義が確認できること)
※なお、返信用封筒での申請を推奨しています。

注意事項

- ・「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!
- ・手続きに現金自動預払機(ATM)は、絶対に使用しません。
- ・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めることはありません。
自宅に阿南市の職員などのかたる不審な電話や訪問があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。
- ・本給付金は差押禁止等の対象とされています。また課税の対象にもなりません。

申し込み・問い合わせ 生活福祉課 物価高騰対策支援給付金担当 ☎22-3401



戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のご案内

第12回特別弔慰金の請求を受け付けます。

支給対象者 令和7年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない戦没者等の子、兄弟姉妹または三親等内の親族(ただし、一定の要件を満たす必要があります)

支給内容 額面27万5千円 5年償還(年額5万5千円)の国債

請求期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

事前予約 請求手続きについては、事前に電話予約をお願いします。

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

おくりもの



阿南市へ

●車いす1台(市役所本庁に設置)

県南軟式野球競技会様から
地域における自立生活と社会参加の
促進のため

日本赤十字社徳島県支部阿南市地区へ

●赤十字災害用移動炊飯器

「専用鉄板」追加配備

日本赤十字社徳島県支部から
災害時の長期避難生活を見据えた地
域での「食」の支援体制の強化のため

以上、ご寄贈いただき
ありがとうございました。



介護保険法施行令の一部改正により、 介護保険料の決まり方が変わります

- 今般、令和6年(1～12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、年金収入等80万9,000円を基準にすることになります。(令和7年4月1日施行)
- 65歳以上(第1号被保険者)の保険料は、世帯全員の市民税課税状況や本人の所得などから段階に応じて決定されます。
- 基準額および各保険料段階の年額保険料は変更ありません。

(旧)80万円→(新)80万9,000円

保険料 段階	対 象 者	年額保険料 (単位:円)	(参考) 月額保険料 (単位:円)
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方 ●市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万9,000円 以下の方	22,800 【基準額×0.285】	1,900
第2段階	●市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万9,000円 超120万円以下の方	38,800 【基準額×0.485】	3,233
第3段階	●市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	54,700 【基準額×0.685】	4,558
第4段階	●市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)かつ 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万9,000円 以下の方	71,800 【基準額×0.90】	5,983
第5段階	●市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)かつ 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万9,000円 超の方	79,800 【基準額】	6,650
第6段階	●市民税課税の方で、 合計所得金額が120万円未満の方	95,700 【基準額×1.20】	7,975
第7段階	●市民税課税の方で、 合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	103,700 【基準額×1.30】	8,641
第8段階	●市民税課税の方で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	119,700 【基準額×1.50】	9,975
第9段階	●市民税課税の方で、 合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	135,600 【基準額×1.70】	11,300
第10段階	●市民税課税の方で、 合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	151,600 【基準額×1.90】	12,633
第11段階	●市民税課税の方で、 合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	167,500 【基準額×2.10】	13,958
第12段階	●市民税課税の方で、 合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	183,500 【基準額×2.30】	15,291
第13段階	●市民税課税の方で、 合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	191,500 【基準額×2.40】	15,958
第14段階	●市民税課税の方で、 合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	199,500 【基準額×2.50】	16,625
第15段階	●市民税課税の方で、 合計所得金額が920万円以上の方	207,400 【基準額×2.60】	17,283

阿南市国民健康保険に加入のみなさんへ

令和7年度 **日帰りドック(人間ドック・脳ドック)**

申し込み
4月4日(金)まで
注:電話申し込み不可

		人間ドック	脳ドック
※対象者 阿南市の 国保加入者		下記の①から③すべて該当する方	下記の①②④⑤すべて該当する方
		①令和7年4月1日から受診日まで継続して阿南市国民健康保険に加入されている方 ②令和6年度までの阿南市国民健康保険税を完納されている世帯の方	
		③令和7年4月1日に満30歳以上 および受診時に満74歳以下の方	④令和7年4月1日に満40歳以上および受診時に満74歳以下の方 ⑤前年度(令和6年度)、前々年度(令和5年度)に脳ドックを受診されていない方
受診場所	定員	岩城クリニック(定員110人) JA徳島厚生連阿南医療センター(定員270人)	JA徳島厚生連阿南医療センター(定員120人)
受診期間		令和7年5月から令和8年3月まで	
個人負担額		13,000円	18,100円
募集期間		【はがき・電子申請共通】4月4日(金)まで(はがきは4月4日必着)	
申し込み方法	はがき	(1)人間ドック希望 (2)郵便番号 (3)住所 (4)氏名 (5)生年月日 (6)電話番号 (7)希望する医療機関名【岩城クリニック】【阿南医療センター】どちらかを記入 (8)抽選により希望した医療機関で受診できない場合、希望以外の医療機関で受診したいですか?【受診したい】・【受診したくない】どちらかを記入 (9)阿南医療センター希望者のみ、【胃カメラ(経口)】【胃カメラ(経鼻)】【胃バリウム】【胃の検査なし】いずれかを記入※申し込み後【胃カメラ(経口)】から【胃カメラ(経鼻)】へ変更不可 (10)阿南医療センター希望者のみ、受診希望月(第1希望月、第2希望月、第3希望月)を必ず記入 人間ドック(1)から(8)まで(阿南医療センター希望者は(9)・(10)まで)、脳ドック(1)から(7)まで全て明記の上、保険年金課までお送りください。〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 保険年金課ドック担当 宛	
	電子申請	徳島県電子自治体共同システム阿南市電子申請サービスにて申し込みをしてください。 (右記2次元コード)	



※各検査項目・申し込み時の注意事項等詳細について、広報あなん3月号をご確認の上、お申し込みください。
 ※各検査項目は変更となることがあります。ご了承ください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

年金相談 Q&A



Q 20歳の学生ですが、収入がないので、国民年金の保険料を支払うことができません。どうしたらよいのでしょうか。

A 所得の少ない学生が申請し、承認されることで、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

学生の方で、納められないからといってそのままにしておくと、将来年金を受給できなくなる恐れがありますので、納付が難しい場合は学生納付特例を申請してください。申請には、基礎年金番号通知書もしくはマイナンバー(個人番号)、在学期間がわかる学生証の写しや在学証明書が必要です。また、来庁者の本人確認書類、ご本人以外が手続きされる場合は委任状が必要です。

学生納付特例が一度承認されると翌年度以降、在学期間中は毎年4月頃に、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送してください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

HPVワクチン接種を条件付きで延長します

昨年夏以降にワクチンの需要が大幅に拡大し、メーカーによるワクチンの限定出荷が行われた状況を踏まえ、次の2つの条件に該当する方は、令和8年3月31日まで、残りの接種を無料で受けることができます。

条件① 平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性

条件② 令和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種している方

※該当する方で、4月1日以降に残りの接種を希望される場合は、お持ちの予診票(右上に「接種可能期間令和7年3月31日まで」と記載)をそのままご使用いただけます。また、予診票を紛失された方は保健センターで再発行します(母子健康手帳が必要です)。

問い合わせ 保健センター ☎22-1590

【徳島県後期高齢者医療制度】 保険料のお知らせ

被保険者の皆さまに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

被保険者の皆さまには、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【保険料額の計算について】保険料の額は、所得割額と均等割額の合計となっており、所得の低い方および被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方については、軽減制度があります。

令和7年度における保険料の計算方法および軽減制度の詳細は以下のとおりです。

所得割額 被保険者の所得に応じて負担 $\frac{\text{賦課のもととなる所得金額(※)}}{\text{所得割率(10.55%)}}$	+	均等割額 被保険者が等しく負担 56,311円	=	保険料(年額) 100円未満切り捨て 上限額80万円
--	---	---	---	---

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の軽減(令和7年度)

◆均等割額の軽減…世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合には、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	7割
43万円+「30万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	5割
43万円+「56万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	2割

・軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で徳島県で被保険者の資格取得をした方は資格取得日)時点の世帯状況により行います。

・軽減判定において世帯の総所得金額等の合計額を計算する際、65歳以上(※)の方については、年金所得から15万円を控除します。

・表中の~~~~~部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。

・「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方のことです。

- ①給与収入額(専従者給与を含まず)が55万円を超える方
- ②65歳未満(※)で、公的年金収入額が60万円を超える方
- ③65歳以上(※)で、公的年金収入額が125万円を超える方

※令和7年度は、昭和35年1月1日以前に生まれた方が65歳以上となります。

◆被保険者の被扶養者であった場合の軽減…

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。

ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

軽減判定基準	軽減割合
被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減(後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	5割

◆保険料の納め方…年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先はお住まいの市町村です。

●特別徴収(年金からの天引き)

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。

なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。

●普通徴収(納付書または口座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方については、納付書または口座振替による納付となります。

特別徴収の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

※新たに被保険者となった方や、市町村をまたいで転出・転入した方については、一定期間普通徴収となります。

問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
 (徳島市川内町平石若松78番地1) ☎088-677-3666
 または 保険年金課 ☎22-8064

「こども家庭センター」は 妊産婦さんや子育て世帯を 応援する相談窓口です

- 産前産後のからだや心のこと、お子さんのこと、育児のこと、家庭での心配事など…なんでも気軽にご相談ください。
- こどもさん自身からの相談もお受けしています。
妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートします。

例えば、こんな相談…

【妊娠・出産・育児について】《母子保健の支援》

・初めての妊娠・出産で不安 ・母乳足りてる? ・体重増えてる? ・子育てってこれでいいのかな? ・出産後、気持ちが落ち込んでしまう ・乳幼児期のこどもの発達が気になる ・妊娠・出産・育児のこと、誰かに聞いてほしい

【子育てについて】《児童福祉の支援》

※18歳までのお子さんが対象です。

・子育ての不安や悩み ・こどもを一時的に預かってほしい ・こどもが学校に行きたがらない ・虐待かもしれない ・家族や家庭のこと、誰かに聞いてほしい

2025年4月
阿南市役所
2階にOPEN!



阿 南 市

こども家庭 センター

これまで保健センターで行っていた母子保健業務を、
2025年4月からは市役所本庁にて行います! 気軽にお立ち寄りください。
(※なお、こどもさんの集団健診や予防接種に関することは、
これまで通り、保健センターで実施します。)

母子保健と児童福祉の一体的な支援でみなさんの子育てを応援します

**妊娠・出産・
育児への支援**
《母子保健》

【主な業務】

- ・母子・父子健康手帳交付
- ・妊婦のための支度給付
- ・産後ケア・赤ちゃん訪問
- ・育児相談・発達相談
- ・不妊治療費の助成
- ・など

【スタッフ】
助産師、保健師など

**お子さん(18歳まで)や
その家庭への支援**
《児童福祉》

【主な業務】

- ・お子さんの心身の発達、
家庭での教育問題、
学校生活での心配事
に関する相談
- ・子育て短期支援事業
- ・児童虐待対応 など

【スタッフ】
子ども家庭支援員、
保健師など

一体的に支援

阿南市こども家庭センター
(阿南市役所 2階)

TEL 0884-24-8062 (妊娠・出産・育児相談専用) →

0884-22-0765 (家庭児童相談・児童虐待相談専用)

FAX 0884-23-4200

お知らせ

保健センターの中にあった
「子育て世代包括支援
センター」の電話番号
(0884-24-8020)が
2025年4月から
こちらに変わりました

問い合わせ こども家庭センター
☎24-8062(妊娠・出産・育児相談専用) ☎22-0765(家庭児童相談・児童虐待相談専用)

ふるさとづくり関連情報

ふるさとづくり基金助成金

この事業は、阿南市の活性化および地域の振興を推進する事業または若人の海外における視察研修を助成する事業です。

対象事業 次の2種類があります。

- ▶市の活性化および地域の振興につながる営利を目的としない市民の自発的な活動(地域イベント・文化活動・スポーツ行事等)への助成
- ▶海外視察研修(本市に2年以上在住し年齢が満10歳から49歳までの方で、視察研修の体験が地域づくりの実践につながると考えられる方)への助成

申込方法および交付の決定 交付申請書(企画政策課に備え付け)に必要な事項を記入の上、企画政策課へ提出してください。申請内容の審査および助成金の交付額などは基金運営委員会の審議を経て決定します。

受付期間 4月1日(火)~6月30日(月)

ふるさと活性21活動補助金

この事業は、地域づくり活動の推進を図ることを目的として、自主的・主体的な取組による特色ある地域おこし活動を行う団体を支援する補助金制度です。

対象事業

- ▶独自性・創造性に富み、かつ、地域間および人的な交流を図り、将来的に地域の活性化に繋がると認められる事業
- ▶伝統文化の継承およびそれを生かした新しい地域おこし事業
- ▶地域の活性化を目的としたソフト事業
- ▶環境改善を目的としたボランティア事業
- ▶地域づくりの先導的役割を担う人材育成をめざした事業

申込方法 交付申請書(各公民館に備え付け)に必要な事項を記入の上、各公民館へ提出してください。

受付期間 4月1日(火)~5月30日(金)

※両事業とも令和7年度から担当課が企画政策課に代わります。 問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429

税務課からのお知らせ

固定資産縦覧帳簿(土地・家屋)の縦覧

令和7年度の固定資産の価格(評価額)を次のとおり縦覧に供します。

期間 4月1日(火)～30日(水)(土、日、祝日は除く)
9:00～17:00

場所 市役所1階 税務課固定資産税担当窓口(8C)

縦覧できる方 固定資産税の納税者または代理人

持参物 本人確認ができる公的証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)。代理人の場合は委任状も必要です。

手数料 縦覧帳簿の縦覧は無料。また、名寄帳(ご自身が納税義務者となっている資産の一覧表)の閲覧についても縦覧期間中は無料となります。

問い合わせ 税務課固定資産税担当 ☎22-1114

令和7年度固定資産評価証明書等の発行予定日

▶固定資産評価証明書 4月1日(火)～

▶固定資産公課証明書 4月7日(月)～

※証明書の請求時に窓口に来られた方の本人確認を実施しています。本人確認ができる公的証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)をご持参ください。

※代理の方(住民票が同一の親族以外の方)が請求される場合は、委任状が必要です。ただし、現在、阿南市以外にお住まいの方の証明書の請求については、住民票が同一の親族の方であっても委任状が必要です。

問い合わせ 税務課庶務係 ☎22-1114

令和7年度から軽自動車税種別割の納期限が変更になります

賦課期日(4月1日)の軽自動車の取得・廃車等の状況を確認する期間を十分に確保し、より適正な課税を図るため、令和7年度から納期限を変更します。

納期限 5月31日(令和6年度までは4月30日)

※納期限が土、日、祝日の場合は、その翌営業日が納期限となります。

※令和7年度は6月2日(月)が納期限です。

納税通知書の発送時期

令和7年度は4月下旬発送予定です。

令和6年度納税証明書(継続検査用)の有効期限

令和7年6月15日まで有効となります。

現在お手持ちの令和6年度納税証明書(継続検査用)では車検に支障をきたすおそれがある場合、過年度を含め完納されていることを前提に、有効期限を延長して納税証明書(継続検査用)を発行します。必要な方はお問い合わせください。

〈口座振替をご利用の方へ〉

毎年5月に送付していた領収書兼納税証明書を、令和7年度からは6月に送付します。

問い合わせ 税務課諸税係 ☎22-1114

徳島県警察からのお知らせ

令和7年4月から「橘交番」の運用を開始します!

- 津乃峰町・橘町・福井町の3駐在所を統合し、橘町駐在所を「交番化」
- 24時間体制で3町内の事件・事故に対応
- 本統合により、阿南市内に3カ所目となる24時間対応の交番を設置

津乃峰町と福井町の駐在所は廃止します。



「交番」と「駐在所」の違いは?

交番も駐在所も業務内容は同じです。パトロール、巡回連絡、事件事故の対応のほか、地元行事への参加も行います。

- 交 番…交番を拠点に24時間体制

複数の勤務員が管内を常時警戒

- 駐在所…昼間帯の日勤勤務

夜間休日は勤務時間外、不在になる場合あり。

問い合わせ 徳島県警察本部警務部企画・サイバー警察局総務企画課 ☎088-622-3101※平日8:30～17:15
阿南警察署地域課 ☎22-0110

住宅用太陽光発電システム等導入補助金のお知らせ

地球温暖化対策の推進および脱炭素型社会の形成を図ることを目的として、下記の補助対象購入品に対し補助金を交付します。申請方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。



補助金額

住宅用太陽光発電システム	7万円
住宅用蓄電池	10万円
電気自動車等充電設備	10万円

受付開始期間 4月1日(火)～

※申請額の合計額が、予算を上回った時点で受付を終了します。

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

自走式草刈機貸出のご案内

荒廃農地(耕作放棄地)の拡大防止など、農地の適正な管理を図るため、次の条件を満たす方に自走式草刈機を貸し出しています。



対象地 市内に所在する農地

対象者 対象農地の所有者または対象農地の所有者に草刈作業の許可を得た方

申請方法 貸出申請書を提出。草刈機を利用する農地の所在地(地番まで)および面積の記入が必要。

貸出申請書は農林水産課窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

貸出期間等 1回の貸出期間は利用面積に応じて最大4日間(4日目の正午までに返却。ただし、貸出期間の満了日が休日に当たる場合は、その翌開庁日の正午までに返却)。同一対象者への貸出しは四半期ごとに1回まで、同一年度で3回まで。

利用料 無料 ※燃料費は利用者負担

ホームページ <https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2023032900047/>

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598

住宅リフォーム 補助等のお知らせ

あなんぐらし支援事業

市内に本店または支店等の事業所がある施工業者に依頼して行うリフォーム等の工事費用の一部(上限15万円)を補助します。移住者には上限15万円、空き家利用には上限35万円の加算があります。

受付 抽選受付期間は4月1日(火)から5月30日(金)までとし、当選(50戸予定)の発表は6月中旬に市ホームページ、本人宛通知にてお知らせする予定です。

※令和7年度につきましては、今回限りの募集とします。

※右の2次元コードから電子申請をご利用いただけます。
書面でも申請していただけます。



木造住宅耐震化促進事業

受付 耐震診断支援事業・耐震改修支援事業・耐震シェルター設置支援事業・住宅の住替え支援事業の抽選受付期間は4月1日(火)から4月30日(木)までとし、当選の発表は5月中旬に市ホームページ、本人宛通知にてお知らせする予定です。

●耐震診断支援事業

要件 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅

自己負担額 3,000円 **予定戸数** 50戸程度(抽選)

●耐震シェルター設置支援事業

補助上限 80万円 **予定戸数** 2戸程度(抽選)

●耐震改修支援事業

補助上限 200万円 **予定戸数** 30戸程度(抽選)

●住宅の住替え支援事業

要件 昭和56年5月31日以前に着工かつ耐震診断評点が0.7未満と判定され、居住する住宅の全てを除却する工事等

補助上限 30万円 **予定戸数** 2戸程度(抽選)

※耐震改修支援事業・耐震シェルター設置支援事業・住宅の住替え支援事業については、耐震診断を受診済みの方のみ申請可能です。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただか、お問い合わせください。

※右の2次元コードから市ホームページをご利用いただけます。



問い合わせ 住宅課 ☎22-3431

阿南市生活排水路 清掃作業時ダンプ等使用料の 交付について

地域住民の生活環境を清潔にすることにより、その保全および公衆衛生の向上を図るため、町内会、協議会等が実施する生活排水路清掃作業時のダンプ等の使用に要する経費に対し、予算の範囲内で使用料を交付します。

交付対象者と対象事業 町内会、協議会等の市内に本拠を有する地域団体が実施する生活排水路清掃活動（農業用排水路の清掃活動は対象外）

使用料交付額（1台あたり）

- ▶軽トラック 8,000円
- ▶2tダンプ 16,000円
- ▶バックホウ 8,000円

申請方法 事業実施前に、作業箇所がわかる書類を添えて申請書を提出し、交付決定通知を受けてから作業を行ってください。

※交付申請は1団体年3回限り、交付額の上限は年15万円

受付期間 4月1日（火）～

令和8年3月20日（金）

※申請額の合計額が、予算を上回った時点で受付を終了します。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

小型合併処理浄化槽設置 補助金のお知らせ

4月1日（火）から令和7年度小型合併処理浄化槽設置補助金申請を受け付けします。

補助金額 66,000円～548,000円（5～10人槽）

対象 市内において、10人槽以下の小型合併処理浄化槽を住居用に設置する方で、令和8年3月末までに浄化槽設置工事を完了できる方（すでに浄化槽設置工事を着工されている方および公共下水道事業計画区域、コミュニティプラント処理区域、農業集落排水処理区域は除く）

詳しくは市ホームページをご覧ください
ただか、お問い合わせください。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

野焼きは法律で禁止されています！

野焼きとは 適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野焼き」といいます。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。法律に違反して野焼きやこれらの焼却行為を行った場合、罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

野焼きが与える影響 野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染の原因となります。また周辺住民に対して「洗濯物が干せない」、「煙で喉が痛い」などの悪影響を及ぼします。法律により、例外として認められている野焼きであっても、苦情が発生しないように風向き、場所等にご配慮ください。

野焼き禁止の例外

1. 国または地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
2. 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
3. 風俗慣習上・宗教上の行事を行うために必要な場合
4. 農業・林業・漁業でやむを得ず行われる廃棄物の焼却
5. たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの

※野焼き禁止の例外にあたる焼却であっても苦情が発生した場合には消火をお願いする場合があります。

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

海岸漂着物等の回収・処理を 支援します

海岸における良好な景観および海洋環境の保全を図るため、団体が行う海岸漂着物等の回収・処理に係る費用の一部または全部を、予算の範囲内で支援します。

対象団体 市域内の海岸および河川等で清掃活動を実施する団体

対象経費 海岸漂着物等の回収・処理に係る費用（重機借上料やごみ処理料）

支援金額 予算の範囲内で支援します。

受付期間 随時受付します。ただ

し、令和7年12月26日（金）までに実績報告書の提出が必要となります。なお、申請額が予算に達し次第、申請の受付を終了します。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413